

補助金交付申請書の提出について

補助金の内示を受けた方は、定められた提出期限までに「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」に基づき、交付申請書を作成の上、補助金を活用して導入する車両を配置する営業所を管轄する運輸支局に提出してください。

【提出時の注意】

- ◆ 提出部数は4部（原本1部、コピー3部）となります。
（※申請者控えが必要な場合は5部ご用意してください）
- ◆ 提出部数のうち1部は以下の必要書類のうち(1)及び(2)（リース会社が申請する場合は(1)、(2)及び(7)）のみで構いません。
- ◆ 提出書類はすべて A4片面とし、製本（糊付け・ホチキス止めを含む。）はせずにクリップ止めとしてください。



【交付申請書の提出書類】（記載方法は記載例をご確認ください）

- (1) 平成〇年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業）交付申請書（様式第4-1）【要捨印】
- (2) 平成〇年度：地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進事業）交付申請事業（様式第4-1別紙2）【要捨印】
- (3) 生活交通確保維持改善計画又は生活交通改善事業計画
- (4) 購入予定の自動車の見積書
- (5) 車両の価格表（車両本体価格が確認できるもの。カタログでも可。）
- (6) ディーラーから発行されるUD認定書（写）

※リース会社が申請する場合は上記書類に加えて次の書類が必要となります。

- (7) 貸与する車両・船舶の状況（様式第4-1別紙2-2）【要捨印】
- (8) 自動車リース見積書

(9) 自動車リース料金算定根拠明細書

※その他、以下の状況に応じて上記書類に加えて次の書類が必要となります。

- 平成30年度補正予算による補助金交付申請にあつては、以下の書面
 - 補助を活用して購入するUDタクシー1台につき3名以上のUD研修受講者等の挙証資料
 - 「UD研修の受講者調べ」に関する書面（様式指定あり）
 - 「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成30年11月8日付け通達）に基づく定期的な研修の実施を証する書面（様式指定あり）